



# 次期計画期間中における 介護給付等対象サービスの整備に 関する基本的な方針について（案）



# 整備方針を検討するにあたっての留意点①

- 要支援・要介護認定を受けて在宅で暮らしている方やその介護をしている方を対象として「在宅介護実態調査」(調査期間:平成28年12月～平成29年3月)を実施し、その結果から実態状況等を把握することで課題の抽出・分析を行った。この調査の結果からは、
  - ・施設等への入所・入居検討状況において、訪問系サービスを頻回に利用している場合には「入所・入居は検討していない」との回答が高い
  - ・家族介護者にとって、「認知症状への対応」と「日中・夜間の排泄」が大きな介護不安となっており、訪問系サービスを頻回に利用した場合には、これらの介護不安が低下する傾向があるという調査結果が得られている。
- このため、訪問系サービスを含め、高齢者の状態像に応じて適切に組み合わせられたサービスを同一の事業所で一体的に提供することが可能なサービスの整備・普及を促進することが求められている。そして、こうした整備等が、高齢者の在宅生活の限界点を高めるとともに、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することにつながると考えられる。

## 整備方針を検討するにあたっての留意点②

- 第6期計画において、通所介護に係る指定に関しては、桑名市より三重県に対して協議を求めることとし、桑名市としては新規の指定に関しては原則認めない取扱いとしてきた。
- これは、第6期計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備・普及を図る観点から、介護保険法第70条第7項の規定に基づき協議の求めを行う取扱いとしてきた。
- 介護保険法の改正により地域密着型通所介護についても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を普及させる観点から、地域密着型通所介護の指定を拒否できる仕組みも導入される。
- なお、「資料1-1 第6期における桑名市の介護サービスの現状分析」では、通所介護(地域密着型通所介護を含む)の「認定者1人あたり定員」について、全国・三重県を上回っているという状況であった。

(参考)通所介護(地域密着型通所介護を含む)における「認定者1人あたり定員」(平成28年度時点)

	全国	三重県	桑名市
認定者1人あたり定員(人)	0.153	0.194	0.295

第7期計画期間中においては、次に掲げる基本的な方針に沿って、介護給付等対象サービスの提供体制の計画的な整備を推進します。

- (1) 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備
- (2) 訪問介護・看護の効率的な提供体制の整備及び普及促進
- (3) その他
  - イ 施設・居住系サービス
  - ロ 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」

# 施設サービスと同様な機能を地域に展開する 在宅サービスの提供体制の重点的な整備①(案)

- 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進することが重要となる。
- このため、今期計画においても、
  - ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ② 小規模多機能型居宅介護
  - ③ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の提供体制の重点的な整備を推進する。
- 具体的には、
  - ① 平成31年度に1か所の事業所で定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ② 平成31・32年度にそれぞれ2か所の事業所で小規模多機能型居宅介護  
又は看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)  
に係る地域密着型サービス事業者の指定を目指していく。

# 施設サービスと同様な機能を地域に展開する 在宅サービスの提供体制の重点的な整備②(案)

- また、通所介護及び地域密着型通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新に関し、本計画の達成に支障を生じるものと認められる限り、介護保険法改正に伴う地域密着型通所介護の指定に関する仕組みも活用しながら、居宅サービス等の供給量を適切に調整する。
- 具体的には、当面、次に掲げる基本的な方針に沿って適切に対応する。
  - ① 通所介護の新規指定に関しては、第6期に引き続き三重県に対し協議を求めることとし、原則として指定を認めない取扱いとすること。
  - ② 地域密着型通所介護の新規指定に関しては、地域密着型通所介護の指定を希望する事業者が、公募により「らしいいきいき教室」の事業者として選定され、地域密着型通所介護とらしいいきいき教室とを併設して開設する場合に限り、新たに指定する取扱いとすること。
  - ③ 通所介護又は地域密着型通所介護の指定を既に受けている事業所において、運営する法人が変更となるため新たに指定を受ける際には、上記①・②は適用されないこと。ただし、この場合、桑名市より事業所に対して必要な聴き取り等を行いながら状況確認を行い、指定事業所としての適性を確認する。
  - ④ 通所介護又は地域密着型通所介護の指定更新に関しては不祥事案が生じた場合等を除いて認めるが、必要に応じ指導監査を実施する等の取扱いとすること。

# 訪問介護・看護の効率的な提供体制の整備及び普及促進(案)

- 在宅医療・介護連携の前提となる多職種協働では、訪問看護は、「診療の補助」及び「療養上の世話」を提供する立場で、医療と介護との架け橋となるよう期待される。桑名市では、平成28年度に訪問看護事業所として新たに3事業所が指定を受けており、提供体制の充実が図られてきた。
- また、訪問介護は、生活を支える視点に基づき、訪問看護と複合的に提供されるよう期待される。
- このため、今後、訪問介護・看護事業者において、必要に応じて相互に業務提携等も一つの手法として、効率的な提供体制を整備するよう期待する。
- さらに、訪問介護における受給者一人当たりの利用回数・給付月額は、全国・三重県に比べて低い水準であること等も踏まえ、桑名市及び桑名市地域包括支援センターより、訪問介護・看護の潜在的なニーズが顕在化するよう様々な機会を通じて周知する。
- また、桑名市より三重県に対し、通所介護に係る指定に関する協議を求めることにより、訪問介護・看護の普及も促進される効果も期待される。

# 次期計画における整備予定(案)

## ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
事業所数(か所)	1	1	2	2	2

## ②小規模多機能型居宅介護

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
事業所数(か所)	7	7	8	10	19

## ③看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
事業所数(か所)	1	1	2	2	3

## ④地域密着型通所介護

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
事業所数(か所)	34	37	40	40	48

※ 地域密着型通所介護は、公募により「くらしいきいき教室」の事業者として選定され、地域密着型通所介護とくらしいきいき教室とを併設して開設する場合に限り、新たに指定する取扱いとする。



## 施設・居住系サービス

- 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備を推進しようとする介護保険の保険者としての基本的な考え方を明確にする必要があること等から、次期計画の対象期間である平成30年～32年度には、施設・居住系サービスについて指定を行わないという方針を基本とするが、桑名西医療センターの跡地整備における動向を踏まえて、三重県と調整を図っていく。

## 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」

- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて「規範的統合」を推進する一環として、地域住民に対する普及啓発を図る場に位置付け、地域密着型サービス事業者において、利用者に対する介護予防に資するサービスの提供又は在宅生活の限界点を高めるサービスの提供(在宅での看取りを含む。)に関する事例を紹介する機会として活用するよう期待する。